

鳥取県告示第 217 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 10 の規定により、次のとおり告示する。

平成 22 年 4 月 6 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人れしーぶ	訪問介護事業所れしーぶ	八頭郡八頭町宮谷 240-15	平成 22 年 4 月 1 日	介護予防訪問介護
スマイルセンター株式会社	スマイルセンター	鳥取市南安長一丁目 10-9	〃	介護予防通所介護
有限会社ケアサービス博愛	リハビリ c a f e	鳥取市千代水四丁目 45	〃	〃